

平成 30 年第 9 回九戸村農業委員会会議

議 事 録

下記のとおり、平成 30 年 9 回九戸村農業委員会会議を招集した。

1 招集の日時 平成 30 年 9 月 21 日 午後 2 時 00 分～

1 招集の場所 九戸村役場 3 階 第 2 会議室

1 出席委員数 9 名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番	委 員	野辺地 吉 夫
2 番	〃	平 中 実 博
3 番	〃	高 倉 徳 見
4 番	〃	城 戸 あき子
5 番	〃	山 本 隆 也
6 番	〃	七 戸 はるみ
8 番	〃	南 信 男
9 番	〃	山 地 博
10 番	〃	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 6 名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

11 番	推進委員	斉 藤 誠 一
12 番	〃	田 澤 松 雄
13 番	〃	松 澤 浩 二
14 番	〃	大 崎 善 孝
15 番	〃	小井田 重 雄
16 番	〃	石 川 弘 志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

7 番 委 員 関 口 富貴子

1 説明・職務のため出席した者

事務局長 杉 村 幸 久

事務局長補佐 浅 水 涉

主任 大 崎 篤 史

提出議案

議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」

議案第2号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

議案第3号 「農用地利用配分計画案に対する意見について」

議案第4号 「適用外証明交付申請の承認について」

議長	開会 午後2時00分～ ただ今から平成30年第9回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中9名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。なお、関口委員からは所用のため欠席する旨の報告を受けております。 議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし) 議事録署名委員に2番平中委員と3番高倉委員を、書記には事務局の大崎主任を指名致します。 それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局説明を願います。
局長補佐	【議案書を読み上げて説明】
議長	議案第1号の説明が終わりました。現地確認は、平中委員さんと松澤推進委員さんをお願いしておりますので、確認結果についてご報告頂きたいと思います。
13番	本日9時30分より現地確認をしました。転用される●●さんと行政書士の●●さん、役場から浅水さんと大崎さん、平中委員さんと私で現地確認して参りました。場所は住宅が南西にある住宅の並びにありまして、近くの農地にも問題なく転用可能と確認してきました。以上です。
議長 3番 局長補佐	ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。 本人同士の話し合いで決まったのだと思うが、売買価格が安すぎると思うが。 農地としての価格からしたら高いほうかなと思います。宅地として考えれば安いと思います。
議長	他ございませんか。 (なし) ないようですので、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は原案のとおり、意見なしと決定する事にご異議ございませんか。 (異議なし) 議案第1号は、原案のとおり意見なしと決定されました。 つづきまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」と議案第3号「農地利用配分計画に対する意見について」と合わせて議題とします。事務局説明を願います。議案関係者の田澤さんは申し訳ないですが、退席をお願いします。 (田澤推進委員 退席)

局長補佐 議長	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第2号と第3号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番 局長補佐	<p>使用貸借ということですが、賃貸料分の助成貰えますよね。それには該当しないの。農地中間管理事業で機構側がいるときというのは、所有者との話し合いになるのですが、所有者が無償で貸すとなればその内容の契約になります。無料で借りている公社が●●くんのほうに貸すときにもそれはそのまま無料で貸すことになります。本人の契約内容によって違います。●●さんのほうで、一反歩あたり5,000円で貸したいとなれば、5,000円での取り引きになります。機構側に5,000円の貸借が発生します。機構側から●●くんのほうに5,000円で貸すとなります。今回は●●さんのほうが無償で貸すということだったので、そのままになったということです。決して賃貸借に出来なかったわけではなくて、●●さんのほうでいらなくなったのでこのような契約になりました。</p>
15番 局長補佐	<p>中間管理機構側に貸す側で選択できること？</p> <p>実際は管理機構が間に入っていますが、いくらで貸すか貸さないかというのは当事者で決めてもらって進めていますので。</p>
15番 局長補佐	<p>中間管理機構では実際に両方で決めたことに従うということですね。</p> <p>そうです。貸す側と借りる側に一緒に出席して三者で協議してもらって、その決定がこの使用貸借でというケースだったようです。</p>
15番 局長補佐	<p>貸した側はいくらだか貰えるよね？</p> <p>今だと一反歩あたり5,000円です。所有者が機構に10年以上貸した場合、その他の要件を満たすと一反歩あたり1回だけですが、5,000円の協力金が出るということです。</p>
14番 局長補佐	<p>協力金は●●さんに入るの？</p> <p>そうです。村から直接です。</p>
3番 局長補佐	<p>金額は戸田も伊保内も江刺家も5,000円なの。</p> <p>5,000円です。その事業に協力してもらったという5,000円です。例えば、一町歩持っていて自分が全て経営をやめて全部提供した場合は、経営転換協力金ということで一反歩あたり25,000円支払われます。自分のところに一反歩未満残すことは許されています。</p>
局長補佐	<p>補足します。議案第2号のほうは、承認されると村のほうで告示することになりますが、農地利用配分計画は県のほうで告示して●●さんのほうに貸付が始まることとなりますので、このように2つの議案になります。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
	<p>ないようですので、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」と議案第3号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は、原案のとおり承認また意見なしとすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

<p>局長補佐 議長 11 番 議長</p>	<p>議案第 2 号と議案第 3 号は、原案のとおり承認することに決定されました。 (田澤推進委員 着席)</p> <p>つづきまして、議案第 4 号「適用外証明交付申請の承認について」を議題とします。 事務局説明願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第 4 号の説明が終わりました。現地確認についきましては、関口委員さんと齊藤推進委員さんをお願いしておりますので、報告を頂きたいと思います。</p> <p>本日 10 時より、関口委員さん、役場から浅水さんと大崎さん、私の 4 人で現地確認に行ってきました。私も地元ですけれども地図も見たのですが、どこまで畑だったのか分からないくらい笹藪で、木も生い茂って畑の面影がないような感じだったので、非農地証明しても仕方がないのではないかなと現地確認してきました。以上です。</p> <p>ご苦勞様でした。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>ないようですので、議案第 4 号「適用外証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 4 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>本日の議案は以上です。</p> <p>これを持ちまして、平成 3 0 年度第 8 回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。 大変ご苦勞様でございました。</p> <p>事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">閉会日時 平成 30 年 9 月 21 日 午後 2 時 22 分終了</p>
------------------------------------	---